

大府市告示第39号

令和6年大府市議会第1回定例会において、下記予算が議決されたので、地方自治法第219条第2項の規定により公表する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

記

- 1 令和6年度大府市一般会計予算
- 2 令和6年度大府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和6年度大府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 4 令和6年度大府市水道事業会計予算
- 5 令和6年度大府市下水道事業会計予算

令和 6 年 度

大 府 市 一 般 会 計 予 算

議案第 2 2 号

令和 6 年度大府市一般会計予算

令和 6 年度大府市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 8, 1 9 3, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

大府市長 岡 村 秀 人

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 19,233,993
	1 市 民 税	8,067,914
	2 固 定 資 産 税	8,927,078
	3 軽 自 動 車 税	227,244
	4 市 た ば こ 税	568,393
	5 入 湯 税	10,645
	6 都 市 計 画 税	1,432,719
2 地 方 譲 与 税		224,148
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	51,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	163,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	10,148
3 利 子 割 交 付 金		7,000
	1 利 子 割 交 付 金	7,000
4 配 当 割 交 付 金		146,148
	1 配 当 割 交 付 金	146,148
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		95,683
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	95,683
6 法 人 事 業 税 交 付 金		376,228
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	376,228

款	項	金額
7 地方消費税交付金		千円 2,344,000
	1 地方消費税交付金	2,344,000
8 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
9 環境性能割交付金		58,722
	1 環境性能割交付金	58,722
10 地方特例交付金		606,007
	1 地方特例交付金	589,800
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	16,207
11 地方交付税		75,000
	1 地方交付税	75,000
12 交通安全対策特別交付金		13,232
	1 交通安全対策特別交付金	13,232
13 分担金及び負担金		224,927
	1 負担金	224,927
14 使用料及び手数料		440,340
	1 使用料	301,622
	2 手数料	138,718

款	項	金額
15 国庫支出金		千円 4,724,090
	1 国庫負担金	3,994,346
	2 国庫補助金	709,245
	3 国庫委託金	20,499
16 県支出金		2,879,135
	1 県負担金	1,635,668
	2 県補助金	1,034,884
	3 県委託金	199,340
	4 県交付金	9,243
17 財産収入		64,407
	1 財産運用収入	50,405
	2 財産売却収入	14,002
18 寄附金		1,201,750
	1 寄附金	1,201,750
19 繰入金		2,525,817
	1 基金繰入金	2,525,817
20 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
21 諸収入		1,752,372

款	項	金額
21 諸 収 入	1 延滞金加算金及び過料	千円 5,088
	2 市預金利子	366
	3 貸付金元利収入	56,210
	4 雑 入	1,690,708
22 市 債		1,000,000
	1 市 債	1,000,000
歳 入	合 計	38,193,000

2 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 276,840
	1 議 会 費	276,840
2 総 務 費		5,216,922
	1 総 務 管 理 費	4,022,241
	2 徴 税 費	370,497
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	204,927
	4 選 挙 費	18,314
	5 統 計 調 査 費	8,102
	6 監 査 委 員 費	28,298
	7 交 通 安 全 対 策 費	564,543
3 民 生 費		15,548,686
	1 社 会 福 祉 費	5,664,126
	2 児 童 福 祉 費	9,203,405
	3 生 活 保 護 費	681,148
	4 災 害 救 助 費	7
4 衛 生 費		3,200,407
	1 保 健 衛 生 費	1,669,366
	2 清 掃 費	1,531,041
5 労 働 費		72,759

款	項	金額
5 勞 働 費	1 勞 働 諸 費	千円 72,759
6 農 林 水 産 業 費		330,914
	1 農 業 費	330,914
7 商 工 費		2,560,655
	1 商 工 費	2,560,655
8 土 木 費		4,210,089
	1 土 木 管 理 費	158,571
	2 道 路 橋 梁 費	963,931
	3 河 川 費	216,827
	4 都 市 計 画 費	2,686,302
	5 住 宅 費	184,458
9 消 防 費		1,344,334
	1 消 防 費	1,344,334
10 教 育 費		4,238,561
	1 教 育 総 務 費	934,776
	2 小 学 校 費	1,094,649
	3 中 学 校 費	436,306
	4 社 会 教 育 費	736,525
	5 保 健 体 育 費	1,036,305

款	項	金額
11 公 債 費		千円 1,092,833
	1 公 債 費	1,092,833
12 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歲 出 合 計		38,193,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市 有 財 産 管 理 事 業	令和7年度	1, 7 3 1 千円
警 察 署 誘 致 事 業	令和7年度	2 7, 6 4 4 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 66,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により、償還期間を短縮し、もしくは、繰上償還し、又は、低利に借り換えることができる。
児童センター整備事業	94,000			
親水施設整備事業	18,000			
道路整備事業	185,000			
公園整備事業	29,000			
土地区画整理事業	420,000			
消防防災施設整備事業	31,000			
義務教育施設整備事業	72,500			
公民館整備事業	16,500			
歴史民俗資料館整備事業	23,000			
スポーツ施設整備事業	45,000			
計	1,000,000			

令和6年度

大府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 23 号

令和 6 年度大府市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度大府市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 368, 504 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の流用とする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

大府市長 岡村 秀人

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 1,473,771
	1 国民健康保険税	1,473,771
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		4,996,902
	1 県負担金・補助金	4,996,901
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		20
	1 財産運用収入	20
6 繰入金		843,576
	1 一般会計繰入金	588,101
	2 基金繰入金	255,475
7 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
8 諸収入		14,232
	1 延滞金加算金及び過料	5,123
	2 預金利子	1

款	項	金額
8 諸 収 入	3 雑 入	千円 9,108
歳 入 合 計		7,368,504

2 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 105,600
	1 総 務 管 理 費	94,279
	2 徴 収 費	10,962
	3 運 営 協 議 会 費	359
2 保 険 給 付 費		4,853,415
	1 療 養 諸 費	4,193,063
	2 高 額 療 養 費	631,905
	3 移 送 費	37
	4 出 産 育 児 諸 費	22,510
	5 葬 祭 諸 費	5,500
	6 傷 病 手 当 諸 費	400
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		2,315,264
	1 医 療 給 付 費 分	1,628,786
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	512,779
	3 介 護 納 付 金 分	173,699
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		84,631
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	77,006

款	項	金額
5 保 健 事 業 費	2 保 健 事 業 費	千円 7,625
6 基 金 積 立 金		20
	1 基 金 積 立 金	20
7 諸 支 出 金		7,573
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,573
8 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		7,368,504

令和 6 年 度

大府市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第24号

令和6年度大府市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度大府市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,654,687千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

大府市長 岡村 秀人

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,424,057
	1 後期高齢者医療保険料	1,424,057
2 繰入金		223,506
	1 繰入金	223,506
3 繰越金		5,101
	1 繰越金	5,101
4 諸収入		2,023
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2,020
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳入合計		1,654,687

2 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 28,895
	1 総 務 管 理 費	25,411
	2 徴 収 費	3,484
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,622,772
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,622,772
3 諸 支 出 金		2,020
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,020
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,654,687

令和6年度

大府市水道事業会計予算

議案第25号

令和6年度大府市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度大府市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	40,869 戸
(2) 年間配水量	10,358,150 m ³
(3) 一日平均配水量	28,378 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
施設の整備事業	665,643 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,170,757 千円
第1項 営業収益		1,865,792 千円
第2項 営業外収益		304,962 千円
第3項 特別利益		3 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,882,665 千円
第1項 営業費用	1,829,276 千円
第2項 営業外費用	51,788 千円
第3項 特別損失	601 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額726,788千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,742千円、過年度分損益勘定留保資金670,046千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	8,709 千円
第1項 負担金及び分担金	8,708 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	735,497 千円
第1項 建設改良費	670,575 千円
第2項 企業債償還金	64,422 千円
第3項 国県補助金返還金	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
愛 知 県 水 道 受 水	令和7年度	30, 400m ³ /日 にかかる受水量の基本料金相当額

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営 業 費 用

第2項 営 業 外 費 用

第3項 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 122, 820千円

(他会計からの補助金)

第8条 水道料金の基本料金一部免除に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、47, 250千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、16, 604千円と定める。

令和6年2月26日提出

大府市長 岡 村 秀 人

令和6年度

大府市下水道事業会計予算

令和6年度大府市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度大府市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	77,557 人
(2) 年間総処理水量	7,965,998 m ³
(3) 一日平均処理水量	21,825 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管路建設費	261,312 千円
ポンプ場建設改良費	256,125 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	1,846,279 千円
第1項	営業収益	936,883 千円
第2項	営業外収益	909,392 千円
第3項	特別利益	4 千円

支 出

第1款	下水道事業費用	1,844,289 千円
第1項	営業費用	1,660,828 千円
第2項	営業外費用	181,860 千円
第3項	特別損失	601 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額353,275千円は、減債積立金336,327千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,948千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	1,022,943 千円
第1項	企業債	409,600 千円
第2項	他会計出資金	546,920 千円
第3項	他会計補助金	16,577 千円
第4項	補助金	40,000 千円
第5項	負担金及び分担金	9,845 千円
第6項	固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,376,218 千円
第1項	建設改良費	546,920 千円
第2項	企業債償還金	829,298 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水整備事業	486,758	令和6年度	111,948
				令和7年度	374,810

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗化改造 資金利子補給	融資年度から償還 終了の年度まで	大府市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子 補給に関する規程に基づく利子相当額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	230,300	証書借入	年4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該利率見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者 と協定するものとする。 ただし、市財政の都合に より償還期間を短縮し、 もしくは、繰上償還し、 又は、低利に借り換え ることができる。
流域下水道 事業	29,300			
資本費平準化	150,000			
計	409,600			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 100,505千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、131,424千円である。

令和6年2月26日提出

大府市長 岡村秀人